

会則の一部変更の件

校名をサレジオ工業高等専門学校と改名した事に伴い下記の各条の変更を行う。

改正前

第2条 本会の事務所を育英工業高等専門学校内に置く。

改正後

第2条 本会の事務所をサレジオ工業高等専門学校内に置く。

改正前

第3条 本会の会員は次の三種とする。

- (1) 正会員 東京育英工芸学校・帝都育英工業学校・帝都育英学院中学校・帝都育英工業高等学校・育英中学校・育英工業高等学校・育英高等専門学校及び育英工業高等専門学校の卒業生とする。

改正後

第3条 本会の会員は次の三種とする。

- (1) 正会員 東京育英工芸学校・帝都育英工業学校・帝都育英学院中学校・帝都育英工業高等学校・育英中学校・育英工業高等学校・育英高等専門学校・育英工業高等専門学校及びサレジオ工業高等専門学校の卒業生とする。

改正前

第6条 本会は次の役員をおく。

- (3) 副会長 6名

改正後

第6条 本会は次の役員をおく。

- (3) 副会長 12名

改正前

第11条 通常総会は、原則として隔年の育英祭期間中の日祭日に開催するものとし、次の議事を決議する。総会のない年度については、理事会において決議する。

改正後

第11条 通常総会は、原則として隔年の育英祭期間中に開催するものとし、次の議事を決議する。総会のない年度については、理事会において決議する。

※ 現在、新体制に向けての討議を行っております。当面は従来のように学内の先生（木戸先生以外）に協力を期待するのは難しい状況にあります。そのような中であって新体制における事務方として木戸先生が新事務局長（名簿、総務、会計）を引き受けて下さいました。今後の小委員長、藤谷氏以降の会長選任等を考えたときに副会長を6名増員したいとの提案であります。